

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急採用・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金を希望する学生は、教育学部・教育学研究科教務係まで申し出てください。

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
<p>令和2年7月3日からの大雨による災害</p>	<p>【山形県】 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町</p> <p>【長野県】 松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾</p>	<p>令和2年 7月 4～28日</p>

町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

【岐阜県】

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

【島根県】 江津市

【福岡県】

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

【佐賀県】 鹿島市

【熊本県】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

【大分県】

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町

令和2年台風第14号に伴う災害

【東京都】

島しょ三宅村、島しょ御蔵島村

令和2年10月10日

令和2年12月16日からの大雪による災害

【新潟県】

南魚沼市、南魚沼郡湯沢町

令和2年12月17日

<p>令和3年1月7日からの大雪による災害</p>	<p>【秋田県】 横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村</p> <p>【新潟県】 長岡市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、柏崎市</p> <p>【福井県】 福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市</p> <p>【富山県】 砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市</p>	<p>令和3年 1月 7～10日</p>
<p>令和3年福島県沖を震源とする地震による災害</p>	<p>【福島県】 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町</p>	<p>令和3年 2月13日</p>
<p>令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害</p>	<p>【栃木県】 足利市</p>	<p>令和3年 2月23日</p>
<p>令和3年新潟県糸魚川市における地滑りにかかる被害地域</p>	<p>【新潟県】 糸魚川市</p>	<p>令和3年 3月4日</p>
<p>島根県松江市における大規模火災にかかる被害地域</p>	<p>【島根県】 松江市</p>	<p>令和3年 4月1日</p>
<p>令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる被害地域</p>	<p>【静岡県】 熱海市 【鳥取県】 鳥取市 【島根県】 松江市、出雲市 安来市、雲南市</p>	<p>令和3年 7月3日 ～</p>

【鹿児島県】出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、始良郡湧水町

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>申込方法>緊急採用・応急採用>災害救助法適用地域>

1年以内の災害救助法適用地域

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

◆貸与始期：災害救助法適用日の属する月以降で申込者が希望する月

◆貸与終期：当該年度末。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度末まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続手続きを行うことで、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

課 程	貸与月額
学 部	<平成30年度以降入学者> 20,000円・30,000円（※通学区分にかかわらず選択可） 45,000円（自宅）・40,000円（自宅外）・51,000円（自宅外） <平成29年度以前入学者> 30,000円（※通学区分にかかわらず選択可） 45,000円（自宅）・51,000円（自宅外）
修士・博士前期課程／専門職大学院課程	50,000円・88,000円 から選択
博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程	80,000円・122,000円 から選択

② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

◆貸与始期：当該年度4月以降で申込者が希望する月

◆貸与終期：修業年限の終了月まで

課 程	貸与月額
学 部	20,000円から120,000円までの1万円単位の金額の中から選択
修士・博士前期課程／専門職大学院課程 博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択
法科大学院	※法科大学院のみ、上記のうち150,000円を選択した場合、40,000円または70,000円の増額可

③ 家計急変採用（給付奨学金） ※学部学生のみ

◆対象：学部学生で下表（家計急変事由D）に該当する学生

◆給付始期：随時（家計急変事由発生日から4ヶ月目以降）

◆給付終期：修業年限の終了月まで

◆給付月額：

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円
第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円
第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円

※生活保護（扶助種別不問）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額

急変事由

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

① 家計急変の事由A～Cのいずれかに該当

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、
半年以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業※の場合に限る。）

② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次の離職理由コードに該当する場合をいいます。詳細は奨学金案内でご確認ください。

④ JASSO 災害支援金

◆対象：学部・生徒又はその生計維持者が居住する住居に床上浸水・半壊以上当の被害があったもの